

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課(室) 産業労働部経営支援課

法令名	佐賀県立有田窯業大学校管理規則	法令の番号	昭和60年規則第18号
許認可等の種類	授業料の減免	根拠条項	第32条
審査基準	<p>1 学生又は研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 火災、風水害その他の非常の災害を受け、生計に重大な支障を生じたとき 家屋、家財、土地、商品等の資産について、流失、焼失、倒壊、埋没、利用価値の損失等により、そのものに10分の5以上に及ぶ損失を受けた者については全額免除、10分の3以上10分の5未満の損失を受けた者については半額免除する</p> <p>(2) 著しい生活困窮により学資の支弁が困難であると認められるとき ア 生徒の保護者が、生活保護法第11条第1項に定める扶助を受けている者について、全額免除する イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親若しくは保護受託者に委託されている生徒、又は児童福祉施設に入所している生徒について、全額免除する ウ 減免申請者と同一生計に属する者が児童扶養手当法の規定により児童扶養手当の支給を受けている者について、全額免除する エ 減免申請者の属する世帯の総所得金額が当該世帯の最低生活費以下の者については全額免除、総所得金額が最低生活費の120%以下で全額免除に非該当の者については半額免除する</p> <p>2 学生又は研修生が全月休学したときは、その月の授業料は、免除する。</p> <p>3 専門課程を卒業し、引き続き研究科に入学する者の入学検定料及び入学料は、免除する。</p> <p>4 大学校に入学を許可された者（前項に該当する者を除く。）のうち知事が窯業の振興上特に必要と認める者については、入学料を減額することができる。</p>		
	受付機関	有田窯業大学校	処理機関
		交付機関	経営支援課
		標準処理期間	14日
		標準経由期間	日
		目次NO	1